

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 渋川市教育委員会

教育長 下 境 一 浩

審査請求人が令和 7 年 9 月 2 2 日に提起した、処分庁が令和 7 年 9 月 1 6 日付けで情報公開請求拒否とした決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 審査請求の経緯

（１） 令和 7 年 9 月 1 日、審査請求人は、処分庁に対して次の情報に係る情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

本件公開請求に係る情報の内容は、「上野国群馬郡渋川村穢多宗門人別帳」天保 5 年（以下「本件対象文書」という。）である。

（２） 令和 7 年 9 月 1 6 日、処分庁は、本件公開請求について本件処分を行うとともに、審査請求人に情報公開請求拒否決定通知書を郵送した。

。

- (3) 令和7年9月22日、審査請求人は、審査庁である渋川市教育長に対し、本件処分を取り消し、本件対象文書を公開することを決定するとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- (4) 令和7年10月10日、処分庁は、審査庁に対し、書面にて本件審査請求に対する弁明をした。
- (5) 令和7年11月28日、審査庁は、渋川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求に係る書面を添えて諮問した。
- (6) 令和8年7月1日、審査会は、審査庁の諮問に対し、答申を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、渋川市情報公開条例（平成18年渋川市条例第8号。以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき本件公開請求をしたことに対し、処分庁が令和7年9月16日付けで行った本件処分について、その決定を取り消し、本件対象文書を公開することを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

ア 部落の歴史、部落差別の歴史、部落解放の歴史を学ぶことは、部落差別をなくしていく上で必要なことであり、その学習は、国民ひとりひとりに保障されていると理解しており、学習権の保障も人権保障のひとつと考える。

イ 部落の歴史、差別の歴史を隠ぺい、抹殺（排き、焼却）することはあってはならない。

ウ 本件対象文書の「穢多」を先祖に持つ審査請求人自身が本件対象文書を見ることは「人権・プライバシー」侵害に抵触しないと考える。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容はおおむね次のとおりである。

(1) 本件処分とした理由について

ア 本件対象文書は、そのタイトルから江戸時代の身分差別の情報の掲載が推測され、仮に本件対象文書が存在する場合、当該本件対象文書は、条例第8条第4号に規定する公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある非公開情報に該当する。その理由は、江戸時代の身分差別の者やその者の居住地に関する情報の公開は、現在のその地区の住民、出身者及び労働者など、その地区と関係を有する個人の人格権その他の権利利益を害する人権侵害につながるおそれがあるからである。

イ 本件対象文書が存在すると仮定した場合において、当該本件対象文書を公開することは被差別部落を特定することにつながり、当該本件対象文書を非公開とすることは当該本件対象文書はあるが公開しないという回答であり、すなわちこれも被差別部落の存在を証明することにつながる。

ウ 本件対象文書が存在しないと仮定した場合において、複数の公開請求を組み合わせることで、消極的に被差別部落の所在地を特定することが可能となる。つまり、不存在と回答した地域を除外することで、その他の地域に被差別部落が存在することを推認されるおそれがある。

エ 以上から、条例第11条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしない本件処分とした。

(2) 本件審査請求に対する弁明について

ア 審査請求人は、本件対象文書の「穢多」を先祖に持つ審査請求人自身が本件対象文書を見ることは「人権・プライバシー」侵害に抵触しないと考えると主張するが、渋川市の情報公開制度は何人も平等に請求権を有し、請求者の動機や目的にかかわらず同一の判断をしなければならないため、その主張は否認する。

イ 本件処分は、「部落の歴史、差別の歴史を隠ぺい」するものではない

く、現在の差別の道具として悪用されることから「保護」するものである。

ウ 本件処分は、審査請求人の学習権を侵害するものではない。それは、知る権利や学問の自由は他者の人権を侵害してまで保障されるものではないからである。

エ 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）は、部落差別のない社会の実現を目的としている。情報公開によって新たな差別を生むことは、この法律の趣旨に明確に反するため、本件処分は、正当かつ必要な措置である。

理 由

次に掲げる審査会の判断を尊重し、裁決する。

1 本件処分における理由の妥当性について

（1） 条例第8条第4号該当性について

処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条に基づく情報公開請求拒否の決定を行っているが、同条を適用するには、本件対象文書が非公開情報に該当することが前提としてある。処分庁は、本件処分に当たり、本件対象文書が条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当すると主張しているため、その該当性について整理する。

【条例（抜粋）】

（情報の公開をしないことができる情報）

第8条 （略）

（4） 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

なお、本件処分が情報公開請求拒否の決定であるため、本件対象文書については、その存否及び内容を含め、それ自体を特定しない中で条例第8条第4号の該当性を整理することとなる。

しかしながら、本件対象文書は、その帳名から上野国群馬郡渋川村の

宗門人別帳のうち、穢多の身分にある者の宗門人別帳と推定され、その帳面には氏名や居住地等の記載があると推測されること、また、審査請求人の主張からも、部落差別に関する情報が掲載されるものと推察できることから、その前提に立って以下整理する。

いわゆる被差別部落があったとされる地域を記載した著作物の出版等について、「人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」の侵害を理由に差止め等が認められた裁判例（東京高判令和5年6月28日令和4年（ネ）第1893号）において、人格権侵害の有無について次のような判示がある。

【裁判例（抜粋）】

ア 人格権に基づく法的救済

（ア） 部落差別は、我が国の封建社会で形成された身分差別により、経済的、社会的、文化的に不合理な扱いを受け、一定の地域に居住することが余儀なくされたことに起因して、本件地域の出身であることなどを理由に結婚や就職を含む様々な日常生活の場面において不利益な扱いを受けることである。上記のような部落差別は、差別される者の人間としての尊厳を否定するものに等しく、許容することができないものであることはいうまでもないところ、（中略）本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が依然として存在していることは、（中略）明らかである。

（イ） 憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。

そして、本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわら

ず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い（差別）を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかであるが、これに加えて、（中略）部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（中略）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。

この判示において、かつて被差別部落があったとされる地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表は、人格的な利益を侵害するものとされている。本件公開請求により本件対象文書を公開することは、当該地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表に当たる。

このことから、本件対象文書は、公開されることで人格的な利益を侵害するもの、すなわち、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある非公開情報であると認められるため、本件対象文書が条例第8条第4号に該当するという処分庁の判断は妥当である。

(2) 条例第11条該当性について

条例第11条は、公開請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる」と規定している。

【条例（抜粋）】

（情報の存否に関する取扱い）

第11条 公開請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公開請求に係る情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

公開請求に対しては、当該公開の請求に係る情報が存在するか否かを明らかにした上で、公開決定等を行わなければならないが、条例第11条は、例外的に当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができることを定めたものである。

そこで、本件公開請求につき、本件対象文書の存否及び公開決定等の処分を場合分けして、非公開情報の公開性を整理すると、以下のとおりであった。

ア 本件対象文書が存在し、全部公開を決定したとき

非公開情報が公開されることにつながる。

イ 本件対象文書が存在し、一部公開又は全部非公開を決定したとき

本件対象文書のうち一部又は全部を公開しないという決定になるが、この決定は、その地域における部落差別に関する情報が存在することを暗に示すことにつながる。

また、別紙1のように公開請求を繰り返すことで、被差別部落の地名などの部落差別に関する直接的な情報の公開には至らなくとも、結

果的に被差別部落の特定につながるおそれがある。

ウ 本件対象文書が存在しない場合

本件公開請求に対し、情報が存在しないという決定になる。この決定は、該当する情報が存在しないため、一見すると非公開情報が公開されるおそれはないと考えられる。しかしながら、別紙２のように異なる地区について同様の内容の公開請求を繰り返したときに、ある地区で「請求拒否」の決定がされた場合には、「不存在」の決定と比較して、ある地区には被差別部落に関する情報が存在することを推認されてしまうおそれがある。

したがって、本件対象文書に限らず、部落差別に関する情報は、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要とされる情報といえる。

以上のことから、本件公開請求にあっては、公開請求の対象となる情報の存否を明らかにすることで、非公開情報を公開することにつながると思われ、条例第１１条に該当するとした処分庁の判断は妥当である。

(３) 以上によれば、本件処分の理由は、妥当といえる。

２ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他諸々主張するが、本件の結論に至る判断を左右するものではない。

結 論

以上のとおり本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和８年７月１０日

審査庁 渋川市教育委員会

教育長 下 境 一 浩

(教示)

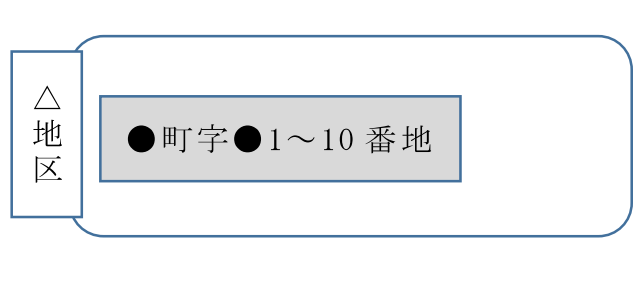
- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙 1 （非公開情報の公開性）

一部又は全部を非公開とする事例

	情報公開請求及びその決定	公開性イメージ
1	△地区のうち、●町、▲町、■町、★町に係る被差別部落情報を公開請求	△地区●町には被差別部落情報がある。
2	△地区●町は一部非公開 △地区●町以外は情報不存在	
3	△地区●町のうち、字●、字▲、字■、字★に係る被差別部落情報を公開請求	●町字●には被差別部落情報がある。
4	●町字●は一部非公開 ●町字●以外は情報不存在	
5	△地区●町字●のうち、1～10番地、11～20番地、21～30番地、31～40番地に係る被差別部落情報を公開請求	字●1～10番地には被差別部落情報がある。
6	字●1～10番地は 全部非公開 字●1～10番地以外は情報不存在	

△地区●町に被差別部落情報があることを推認される上、請求を繰り返すことで字●1～10番地が被差別部落に関係する地域であることまで範囲を限定されてしまう。



別紙 2（非公開情報の公開性）

情報が存在しない場合は情報不存在とし、情報が存在する場合は請求拒否とする事例

	情報公開請求及びその決定	公開性イメージ
1	△地区に係る被差別部落情報を公開請求	△地区 情報不存在 △地区には被差別部落情報がない。
2	情報不存在	
3	□地区、☆地区、○地区に係る被差別部落情報を公開請求	□地区 情報不存在 ☆地区 情報不存在 ○地区 請求拒否 ○地区には被差別部落情報があるのではないか。
4	□地区、☆地区は情報不存在 ○地区は 請求拒否	



最初の公開請求に対して情報不存在の決定をしたとしても、上記のように複数の公開請求を組み合わせることで、被差別部落情報のある地区を推認されてしまうおそれがある。	○地区 請求拒否 △地区 情報不存在 □地区 情報不存在 ☆地区 情報不存在
---	---